

下川町農業委員会 農地等利用最適化の推進に関する指針

下川町農業委員会 会長 武藤 昭 広

農業委員会等に関する法律第7条に基づき、農地等利用最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

1 農地等の利用最適化に関する推進目標

(1) 担い手への農地の集積・集約化 (単位：h a、%)

耕地面積 (A)	平成31年度(現状)		令和8年度(目標)	
	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
3,620.00	2,678.80	74.0%	3,281.00	90.6%

(2) 遊休農地の解消・発生防止 (単位：h a、%)

平成31年度(現状)			令和8年度(目標)			遊休農地の 割合
遊休農地面積 (A = B + C)	1号遊休農地 (B)	2号遊休農地 (C)	遊休農地面積 (D = E + F)	1号遊休農地 (E)	2号遊休農地 (F)	
	28.4	28.4		0	25.0	25.0

(3) 農地中間管理機構との連携 (単位：h a、%)

平成31年度(現状)	令和8年度(目標)	増減率 (B/A)
農地中間管理権の設定面積 (A)	農地中間管理権の設定面積 (B)	
5.8	8.8	66%

(4) 新規参入者の促進 (単位：件)

平成31年度(現状)		令和8年度(目標)	
新規参入者 (個人)	新規参入者 (法人)	新規参入者 (個人)	新規参入者 (法人)
1	0	7	1

2 農地等の利用最適化に関する推進方法

(1) 担い手への農地の集積・集約化

- 非担い手や規模縮小農家等の所有する農地について、相談等により土地所有者の情報を把握し、関係機関と連携の上、人・農地プランに位置付けられた担い手への集積を促進する。
- 農地の面積集積を目的として、希望があれば農地中間管理事業・交換分合等の事業を活用する。

(2) 遊休農地の解消・発生防止

- 8月～10月かけてに農業委員及び事務局、町で班を編制し、農地利用状況調査を実施し、必要に応じて利用状況調査や遊休農地解消へ向け協議、検討を行う。

(3) 農地中間管理機構との連携

- 利用集積に対する支援制度等の情報提供体制を強化し、農地中間管理事業を柱とする農地の集積・集約化を推進する。

(4) 新規参入者の促進

- 町、農業委員会、普及センター、土地改良区、農協で構成する下川町地域担い手育成総合支援協議会（新規就農者受入部会含む）と連携し、新規就農予定者の就農をサポートする。

3 その他

- この指針は、必要があるときに見直しを行うことを原則とする。